

2023年4月

お客さま各位

株式会社 武蔵野銀行

むさしの結婚・子育て資金専用口座「君のしあわせ」にかかるご案内

拝啓 時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、「令和5年度税制改正」において、「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（租税特別措置法第70条の2の3）」が改正されました。

これに伴い、むさしの結婚・子育て資金専用口座「君のしあわせ」の商品内容が別紙の通り改定となりますので、ご案内いたします。

なお、この度、当行では誠に勝手ながら、2023年4月3日（月）以後、新たに同商品をお申込み（ご契約）いただく際に、事務負担等を考慮し、取扱手数料を新設させていただくこととなりました。

本制度改正や非課税となる結婚・子育て資金の範囲等についての詳細は、内閣府ホームページにも掲載されておりますので、ご参照ください。

※内閣府ホームページ：<https://www8.cao.go.jp/shoushi/budget/zouyozei.html>

なお、本件に関するお問い合わせやご不明な点につきましては、お手数ではございますが、お取引店窓口までお気軽にご連絡ください。

敬具



1. 「直系尊属から結婚・子育て資金一括贈与を受けた場合の贈与税非課税措置」の改正内容

項目	改定後	改定前
お預入期限の延長	2025年3月31日（月）	2023年3月31日（金）
管理残高への贈与税課税	受贈者さまが50歳に達した場合等において管理残高（非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額）に贈与税が課税されるときは贈与税の一般税率が適用となります。	贈与税の特例税率が適用となります。

2. 手数料内容

新規取扱手数料：口座開設手数料 1口座（契約）あたり、110,000円（税込）

3. 改定・新設日

2023年4月3日（月）

以上